

第1章

人権一般の普遍的な 視点からの取組

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

(1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」、平成18年1月に〔第2次とりまとめ〕、平成20年3月に〔第3次とりまとめ〕を公表した。令和3年3月には、〔第3次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、〔第3次とりまとめ〕を補足する参考資料を作成し、令和4年3月には、令和3年度1年間の動向等を踏まえ、子どもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応に係る動向等を追記した。文部科学省では、この第3次とりまとめなどを全国の教育委員会や学校等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じ、学校における人権教育の特色ある実践事例を収集、公表しており、人権教育の理解促進を図るための動画や、各都道府県教育委員会等における人権教育指導資料の作成状況を一覧化した資料とともに、文部科学省ホームページに掲載している。

さらに、平成22年度から毎年、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、人権教育に関し、各地域において研修の講師等としての活動や各学校の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図る研修を実施している。

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A自分自身、B人との関わり、C集団や社会との関わり、

D生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施している。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

トピックス

学校における人権教育の取組

<事例1>豊かな体験活動を通じた、全教育活動における人権教育の展開を行う中学校の例

道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の授業において、学校行事とも関連させながらソーシャルスキルトレーニングや「人権感覚育成プログラム」（自治体独自のもの）等を計画的、意図的、効果的に実施することで、生徒の人間関係を構築する力や人権感覚を養い、好ましい人間関係や自分自身に自信をもって表現できる集団を形成しました。

総合的な学習の時間において中学校で既に取り組んでいるお茶とふれあう教育や地域の方々とふれあう教育に、地域の教育力を積極的に導入することで、地域の方々に

対する感謝の思いや「和敬静寂」の精神（人に対しては和やかに、相手を敬い、清らかで「物事に動じない落ち着いた心」）を育成し、人権感覚を高めました。

また、「北朝鮮当局による拉致問題」について、道徳科において、拉致という自由を奪う行為がどれほど理不尽なものであり、本人はもちろん家族の人生も大きく狂わせてしまったことに共感し、早期に解決すべき課題であることを理解するとともに、課題解決に向けての態度の育成を図りました。

学期に一度、人権週間を2～3週間ほど設け、全校朝会における校長や人権教育担当による講話、朝の短学活前の動画視聴等を実施し、生徒の人権意識の高揚を図りました。

校内の掲示物を人権教育の視点で整備し、視覚化された人権課題を無意識のうちに生徒の中に取り込ませ、人権意識を高めました。

研究を重ねていく中で学校全体に人権尊重の精神が浸透し、教職員の人権感覚を高め、どの生徒に対しても共感的で温かな心で接しようとする態度を育成することができました。それは生徒にも伝わり、生徒と教職員の関係が良好になるだけでなく、自他の人権を大切にしようとする生徒の育成に結びつきました。

学校だより、PTA広報誌等に本校の取組を掲載することで、保護者・地域の人権啓発に寄与しました。

自治体独自の人権学習に係る質問紙調査を2回実施し、昨年度からの経年変化をみると、昨年度低かったコミュニケーション能力や参加・参画の視点を伸ばすことができ、2年間の取組を通して人権感覚を全般的に伸ばすことができました。人権感覚をバランスよく育成し、自らの意思で具体的な態度や行動に現すことのできる生徒を増やすためにも、人権教育の更なる充実に向けて取り組んでいきます。

研究成果の普及という観点では、研究発表会の動画による限定配信、研究報告書等の配布、学校ホームページへの掲載等により、県内外の学校等に研究の取組や成果を広く情報発信し、普及、啓発を図りました。

<事例2>人権教育カリキュラムを活用した「人権感覚あふれる学校づくり」の実践研究に取り組む例

子どもたちが差別をなくすための実践行動ができる力を身につけ、人権尊重の地域づくりの主体者となれるよう、保幼小中がそれぞれの取組や活動を実施・検証しながら、15年間の子どもの育ちを見通し、必要な取組を系統的につなぐ人権教育カリキュラムへ改善を図りました。具体的には、保幼小中の職員が一同に集まり、校区で取り組む人権教育の在り方についての共通理解を図る研修を行うとともに、保幼小中の連携を密にして、定期的に子どもたちの現状や課題の共有、取組を交流する機会を設定しました。交流会では、取組の交流だけでなく、教育的に不利な環境のもとにある子どもの支援方策などについても意見交換することで、職員が子どもの育ちや取組の連

続性を意識することができました。

取り組んだこととしては、子どもたちが互いの大切さを認められる人権感覚を養うため、家でのことやそのとき思ったことなどを書き、交流する取組を日常的に行いました。それぞれの暮らしを知り合うことで、安心できる関係を築くことができ、学校生活に対する満足感が学習意欲を高めることにつながりました。

また、安心して過ごせる関係性の中で個別的な人権問題に係る学習に取り組みました。部落問題学習では、正しい知識を身につけ、差別をなくす実践行動につながる意欲を高められるよう、当事者との出会いの場を設け、不当な差別への怒りや差別をなくしたいという強い思いを聞き、一人ひとりが部落問題を解消するために何ができるか、考えを深める学習を行いました。外国人の人権に関わっては、くらしを交流する取組を土台にして、外国につながるのある子どもの思いや願いに触れることを通して外国人の人権に係る人権問題について考えました。さらに、教育委員会が発行している指導資料を活用し、ハンセン病元患者やアイヌの人々の人権に係る問題についての学習指導案を作成し、子どもたちの心に響く学習となるよう、研究授業に取り組みました。子どもの発達段階に応じた学習内容や展開方法を研究したことで、人権教育カリキュラムに位置づけることができました。

地域と連携した取組としては、地域の人や隣保館に勤める人から差別をなくそうと取り組んできたことや誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた思いを聞き、子どもたちは地域に人権を大事にしているおとながいることに気づき、差別をなくそうとする意欲を高めることができました。また、地域に人権尊重の意識を広めるため、地域の人から学んだことや人権学習で取り組んだことをもとに、子どもたちが家族と語り合う機会を設けたり、子どもたちが考えた人権宣言を家庭や地域に発信したりしました。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法

の趣旨や性的指向・性自認（性同一性）、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

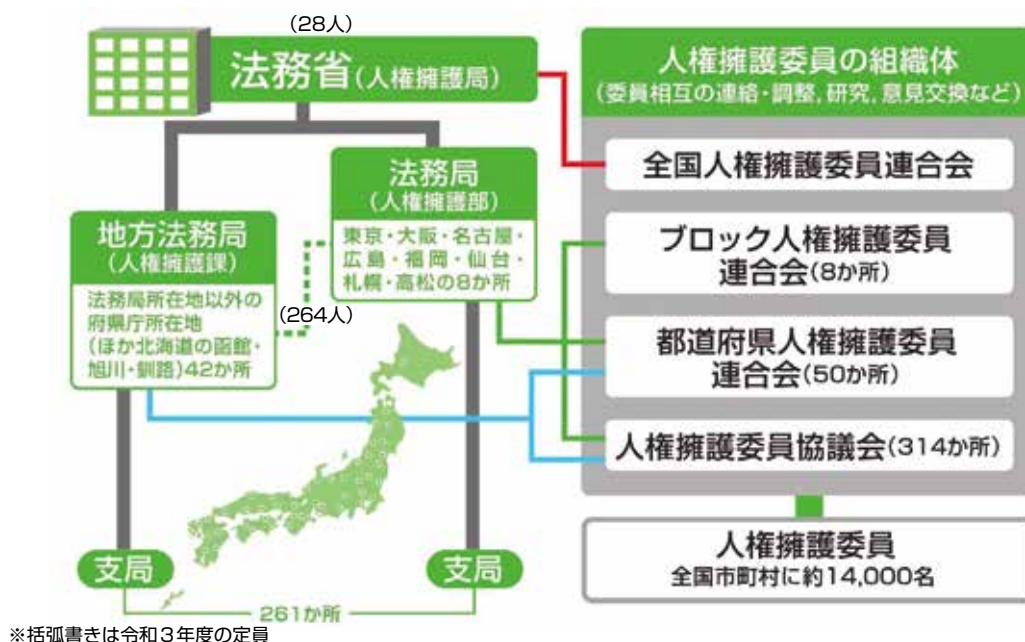
人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

(1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて、「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々であり、現在、約14,000人が全国の各市町村に配置され、法務局・地方法務局等と連携しながら、人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。



法務省の人権擁護機関の構成図(令和3年6月1日)

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 令和3年度啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関においては、その時々社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和3年度は、「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標とし、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現を目指して各種人権啓発活動を展開した。

また、次の17の項目を啓発活動の強調事項として掲げ、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアやSNSなどインターネットを活用した人権啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう



ポスター「令和3年度啓発活動重点目標」

- ⑫ インターネットによる人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

イ 第73回人権週間

令和3年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第73回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

令和3年度は、啓発活動重点目標である『「誰か」のことじゃない。』をテーマとして、様々な人権問題に関する啓発動画を作成し、YouTube法務省チャンネル等のウェブサイトや東京都内の街頭ビジョンで配信した。



ポスター「第73回人権週間」

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

令和3年度においても、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めたほか、6月1日を中心に、全国1,429か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所を開設した。



ポスター「人権擁護委員制度」

エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることなどを目的として、例年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している（詳細は特集に掲載）。

オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（10頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を

持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また、近年は、園児や児童生徒に加え、大学生を対象としたり、企業研修等において大人を対象としたりして実施している。

令和3年度は、62万846人を対象に行われた。

カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人等の団体及び個人並びに共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

令和3年度の受賞者は、次のとおりである。

全国人権擁護委員連合会会長表彰状

株式会社エスパルス（静岡県）

法務大臣感謝状

株式会社下野新聞社（栃木県）

関西テレビ放送株式会社（大阪府）

函館山ロープウェイ株式会社（北海道）

全国人権擁護委員連合会会長感謝状

塩田守男氏（大阪府）

シーホース三河株式会社（愛知県）

一般社団法人岡山湯郷Belle（岡山県）



人権擁護功労賞表彰状伝達式の様子（静岡県）

(3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

(ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

(イ) 令和3年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

- ① 人権啓発教材の作成
 - ・啓発冊子「『いじめ』 させない 見逃さない」
 - ・啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」
 - ・啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」
- ② 人権シンポジウム等の開催
 - ・ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」(70頁参照)
 - ・災害と人権に関するシンポジウム～子どもたちの心の復興～(89頁参照)
 - ・ビジネスと人権に関するシンポジウム(92頁参照)
 - ・インターネットと人権・オンラインフォーラム(79頁参照)
- ③ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催(100頁参照)
- ④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施(100頁参照)
- ⑤ 人権週間を中心に、年間を通じて人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国規模での広報を実施
- ⑥ 「人権ライブラリー」(ホームページ<https://www.jinken-library.jp/>)の運営等
- ⑦ 全国中学生人権作文コンテスト中央大会の運営実施

イ 地方公共団体が行う啓発活動(人権啓発活動地方委託事業)

(ア) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業(以下「地方委託事業」という。)は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動の実施を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

(イ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」(105頁参照)との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、同事業として、人権の花運動^(注)、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動(105頁参照)、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

(注) 人権の花運動は、児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたりすることなどにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和3年度は、3,810校の学校等において、44万6,122人を対象に行われた。

(4) 中小企業・小規模事業者等に対する啓発活動

経済産業省では、令和3年度は、CSR（企業の社会的責任）の観点から、企業活動における様々な人権問題等に関するセミナーやシンポジウムを全国で開催し、中小企業・小規模事業者等に対して人権意識の涵(かん)養を図った（開催回数：82回、総参加人数：18,000人）。

また、併せて、企業の社会的責任に係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを企業等に配布した。



パンフレット
「令和2年度CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー概要」

(5) 国際的な取組に関する啓発活動

例年、外務省では、国際的に人権問題に取り組む関係者を招へいして講演会等を行うことを通じて、国際的な人権課題の啓発を行っている。

令和3年度においては、国際場裡では、国連主催セミナーやインドネシア外務省主催地域会合において、「ビジネスと人権」に関する我が国の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニング（学習者が互いに協力しながら学び合う学習方法）の強化に努めた。

